

工場立地特例対象区域内特定工場の周辺地域に係る 生活環境への配慮に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成20年高砂市条例第21号。以下「準則条例」という。）第4条の規定に基づき、準則条例の規定の適用がある特定工場（以下「対象工場」という。）の周辺地域に係る生活環境への配慮に関し必要な事項を定めることにより、環境と調和した産業集積の高度化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、工場立地法（昭和34年法律第24号）において使用する用語の例による。

(周辺地域に係る生活環境への配慮)

第3条 対象工場について工場立地法第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定による届出をしようとする者は、対象工場の緑地の敷地面積に対する割合が現状より減少する場合は、次に掲げる事項について、対象工場の周辺地域に係る生活環境に配慮するよう努めるものとする。

- (1) 対象工場の敷地内の未利用部分（生産施設、緑地、環境施設、駐車場等に利用されておらず、将来も利用する可能性のない部分をいう。）での新たな緑地及び環境施設の整備
- (2) 対象工場の敷地周辺部のうち、周辺住民の生活に関連する施設等が存在する地域に隣接する部分における視覚的緑量の向上
- (3) 苗木床、花壇等の設置
- (4) 太陽光発電施設等の二酸化炭素の排出量の削減に資する施設、設備等の設置
- (5) 建築物の屋上及び壁面並びに駐車場等の緑化
- (6) その他周辺地域に係る生活環境に配慮する観点から適当であると市長が認めるもの

(計画書)

第4条 準則条例第4条第3項の計画書の様式は、対象工場の周辺地域に係る生活環境への配慮に関する（当初・変更）計画書（様式第1号）のとおりとする。

- 2 準則条例第4条第3項の規定により計画書を提出した者は、計画書で定めた事項について、適切に履行しなければならない。

(計画書の変更)

第5条 準則条例第4条第3項の規定により計画書を提出した者は、計画書の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長と協議し、対象工場の周辺地域に係る生活環境への配慮に関する（当初・変更）計画書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が定める軽微な変更については、この限りでない。

(報告書の提出)

第6条 準則条例第4条第3項又は前条の規定により計画書を提出した者は、当該計画書で定められた事項に係る進捗状況について、対象工場の周辺地域に係る生活環境への配慮に関する(進捗・完了)報告書(様式第2号。次条において「報告書」という。)を、計画書に記載する計画期間内の年度終了ごとに提出しなければならない。

(計画書等の内容の公表)

第7条 市長は、準則条例第4条第3項又は第5条の規定により提出された計画書及び前条の規定により提出された報告書の各内容について、毎年度、公表するものとする。

(指導等)

第8条 市長は、この要綱の目的を達成するため、準則条例第4条第3項又は第5条の規定により計画書を提出しようとする者に対し、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第13条に規定する地域経済牽引事業計画の作成を求めるとともに、対象工場の周辺地域に係る生活環境への配慮に関し、必要な指導及び助言を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年6月24日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例(令和元年高砂市条例第1号。以下「改正条例」という。)による改正前の準則条例第4条の規定に基づき定めた工場における緑化の推進に関する基準第6条の規定により締結した緑化協定については、改正条例による改正後の準則条例の改正後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第4条、第5条関係）

対象工場の周辺地域に係る生活環境への配慮に関する（当初・変更）計画書

年 月 日

高砂市長 様

届出者 氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名

⑩

（担当者）

電話

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例第4条第3項及び工場立地特例対象区域内特定工場の周辺地域に係る生活環境への配慮に関する要綱第5条の規定に基づき、計画書を提出します。

特定工場の所在地及び名称	面積（㎡）		敷地面積に対する面積率（％）	
	変更前 （減少後の面積）	変更後	変更前 （減少後の率）	変更後
敷地				
緑地				
環境施設（緑地を含む。）				
周辺地域に係る生活環境への配慮の内容及び時期（具体的に）	計画期間	年 月 ～ 年 月		
	実施時期	年 月		
	配慮の内容			
変更した内容及び時期	※当初の計画から変更した場合にその変更の内容を記載すること。			

対象工場の周辺地域に係る生活環境への配慮に関する（進捗・完了）報告書

年 月 日

高砂市長 様

届出者 [氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名]
Ⓜ
(担当者)
電話

工場立地特例対象区域内特定工場の周辺地域に係る生活環境への配慮に関する要綱第6条の規定により報告します。

特定工場の所在地及び名称	面積 (㎡)		敷地面積に対する面積率 (%)	
	(計画書記載の) 変更後	実績	(計画書記載の) 変更後	実績
敷地				
緑地				
環境施設 (緑地を含む。)				
計画書で記載した「周辺地域に係る生活環境への配慮の内容及び時期」の内容及び実績と対比した実績	※進捗報告の場合は、実施年度分の実績のみ記載すること。			